

水戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(水戸税務署長)
平成21年11月25日棄却・控訴

判 決

原告	医療法人社団A
代表者理事長	甲
訴訟代理人弁護士	石島 秀朗
補佐人税理士	横山 哲郎
被告	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	水戸税務署長 森井泉 育次郎
指定代理人	武藤 京子
同	馬田 茂喜
同	鯉沼 康典
同	小倉 栄
同	佐藤 明文
同	中根 浩之
同	渡邊 智之
同	田辺 之信
同	太田 智法
同	日下部 勇帆

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告に対して平成18年11月28日付けでした、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額196万3383円、納付すべき税額35万2100円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が原告に対して平成18年11月28日付けでした、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1億5207万4391円、納付すべき税額4471万6800円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が原告に対して平成18年11月28日付けでした、平成14年4月1日から平成

15年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額7830万9357円、納付すべき税額2294万2300円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

4 処分行政庁が原告に対して平成18年11月28日付けでした、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1億1036万4271円、納付すべき税額3308万7000円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

5 処分行政庁が原告に対して平成18年11月28日付けでした、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額8008万4145円、納付すべき税額2401万1200円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

原告は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度（以下「平成13年3月期」という。）、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度（以下「平成14年3月期」という。）、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度（以下「平成15年3月期」という。）、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度（以下「平成16年3月期」という。）及び平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度（以下「平成17年3月期」といい、平成13年3月期ないし平成17年3月期の事業年度を併せて「本件各事業年度」という。）の間、B株式会社（以下「B」という。）に対して給食材料費名目で支払っていた金員（以下「本件給食材料費」という。）を全額損金に算入して法人税の確定申告（修正申告）をしていたところ、処分行政庁は、本件給食材料費の実質がBを介した有限会社C（以下「C」という。）への利益供与であり、法人税法37条に規定する寄附金に該当するとして、本件各事業年度における法人税の増額更正処分及び重加算税の賦課決定処分をした。本件は、原告が、本件給食材料費は給食業務の委託に係る正当な対価であるなどと主張して、被告に対し、同更正処分のうちの一部及び重加算税の賦課決定処分の各取消しを求める事案である。

1 法令等の定め

(1) 法人税法

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とされている（同法22条1項）。

同法37条は、寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人がする金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をいうものと定め（平成14年法律第79号による改正前の同条6項、平成18年法律第10号による改正前の同条7項）、また、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（損金算入限度額）を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものと定めている（平成14年法律第79号による改正前の同条2項、平成18年法律第10号による改正前の同条3項）。

(2) 法人税法施行令

普通法人における寄附金の損金算入限度額は、当該事業年度終了の時における資本等の金額とその事業年度の所得の金額とを基礎とし、次の算式により計算した金額とされている（平成14年政令第271号による改正前及び平成18年政令第125号による改正前の同令73条1項1号）。

$$\{ \{ \text{期末の資本等の金額} \times (\text{当期の月数} \div 12) \times 1000 \text{分の} 2.5 \} + \{ \text{所得の金額} \times (1000 \text{分の} 2.5) \} \} \times 2 \text{分の} 1$$

(3) 国税通則法

同法68条1項は、納付すべき税額を過少に申告した場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（あらたに納付すべき税額）の1000分の35に相当する重加算税を課すことと定めている。

2 前提事実（末尾に証拠等の記載がない事実は当事者間に争いがないか又は当裁判所に顕著である。）

(1) 当事者等

ア 原告

原告は、病院及び老人保健施設の経営等を目的として昭和60年2月15日に設立された医療法人であり、主たる事務所の所在地は茨城県水戸市である。（乙1）

本件各事業年度における原告の理事長は甲（以下「甲理事長」という。）であった。

イ C

Cは、医薬品及び医療衛生材料の販売業務等を目的とする法人である。Cの資本金は、450万円であり、その内訳は、甲理事長の妻である乙の出資金額が449万円、甲理事長の出資金額が1万円である。本件各事業年度において、甲理事長及び乙は、Cの取締役であった。

ウ B

Bは、給食の受託業務、医療用食品の販売等を目的として昭和49年5月30日に設立された法人である。

エ D株式会社（以下「D」という。）

Dは、医療食品の売買及び受託販売、給食の受託業務等を目的とする法人であり、昭和61年12月18日にBの全額出資により設立されたが、平成17年4月1日にBと合併し解散している。

(2) 本件各事業年度における法人税及び重加算税の課税の経緯等（甲1の1ないし1の5、乙5の1ないし9の2）

本件各事業年度の原告に対する法人税及び重加算税の課税の経緯は、別表1記載のとおりである（以下、別表1記載の各更正処分を併せて「本件各更正処分」といい、別表1記載の各重加算税の賦課決定処分を併せて「本件各重加算税賦課決定処分」という。）。

処分行政庁は、原告に対して、平成18年11月28日付けで、本件各更正処分及び本件各重加算税賦課決定処分について、更正前の課税標準及び税額、更正後の課税標準及び税額、更正によって増加する税額、更正の理由、並びに、通知書に係る処分は関東信越国税局の職員の調査に基づいて行われた旨を記載した、「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知

書」と題する書面を送達した。いずれの書面にも、本件給食材料費は、寄附金に該当することからその一部が損金に算入されず、申告に係る所得金額等に誤りがあると認められたことなどが更正の理由として付記されていた。

(3) 本件取引の経緯

ア 原告とBの契約（乙10の1ないし4、11の1ないし4）

(ア) 原告は、Bとの間で、平成9年1月15日付けで、契約期間を同月16日から平成10年1月15日までとする食事サービス提供業務委託契約（以下「平成9年業務委託契約」という。）を締結した。

同契約書及び平成9年4月1日付け覚書の記載によれば、平成9年業務委託契約の内容は以下のとおりである。

a 業務について

Bの業務内容は、入院患者に対する給食業務及びこれに付随する業務とし、Bは、献立表及び入院患者の数に基づき給食材料を発注し、納品に際しては発注表どおり納品されたか、適正な品質状況であるかを確認する。なお、給食材料の材料管理については、給食材料の調達（契約から検収まで）、点検、保管・在庫管理及び出納業務は全てBが行い、給食材料の使用状況の確認のみ原告が行う。

b 経費の分担について

給食材料費は、Bの負担とする。

c 委託料について

委託料は、月間管理費及び食種別の給食の単価に患者数又は給食数を乗じたものの合計額であり、月間管理費を198万円とし、給食の単価は、一般食780円（1人1日当たり）、特別食800円（1人1日当たり）及び外来透析食400円とする。支払方法は、Bは、毎月月末締切後、原告に対して、翌月10日までに請求書を提出し、原告は、これを照合し、誤りがないときは、Bに対して、翌々月末日までに当該金額を支払う。また、平成9年4月請求分より、職員食の契約単価を、朝食180円、昼食及び夕食各260円とする。

d 契約の更新について

契約期間満了2か月前までに、原告及びBのいずれからも書面による契約終了又は更改の意思表示がない場合は、同一条件で1年間契約を更新するものとし、その後も同様とする。

(イ) 平成9年業務委託契約（覚書を含む。）締結後、原告は、Bとの間で、平成11年1月16日付け（覚書を含む。）、平成13年1月16日付け及び平成15年6月1日付けで、それぞれ、平成9年業務委託契約とほぼ同内容の業務委託契約を締結した（以下、これらの業務委託契約を併せて「本件業務委託契約」という。）。)

平成9年業務委託契約とその後締結された業務委託契約とは、給食の食種や単価の点、並びに給食材料の材料管理に関する業務分担について、給食材料の点検及び保管・在庫管理を原告も行うとする点が変更されているものの、給食材料をBが調達すること及び給食材料費をBが負担することについては変更はない。

イ 本件給食材料費に関係する取引の流れ（乙12ないし17、19ないし22、弁論の全趣旨。以下、この一連の取引を「本件取引」という。)

- (ア) 原告は、Bに対して必要な数の給食を発注する。
- (イ) Bは、発注を受けた給食に必要な材料及びその数量を算出し、食材の納入業者に対して直接必要量を発注する。食材の納入業者からの請求については、Dが請求金額の取りまとめを行い、Cに対してその請求金額の合計額を請求する。
- (ウ) Cは、Bに対して、Dから請求を受けた金額に本件給食材料費と同額を上乗せした金額を請求する。
- (エ) Bは、原告に対して、①本件業務委託契約に定められた食種別の単価に患者数又は給食数を乗じて計算した額、②月間管理費（請求書上は労務委託費又は管理費）の額（以下、①の額と②の額を併せて「本件委託費」という。）、③「給食材料費」（本件給食材料費に相当する金額。消費税込み。）、④本件委託費に対する消費税等の額の合計額を請求する。その請求の際、Bは、原告に対し、「給食材料費」（これは金額のみが記載されており算出根拠の記載がされていない。）をその余のものと明確に区分して記載した請求書を作成し交付していた（以下、その請求書を「本件請求書」という。）。
- (オ) 原告は、Bに対して、Bから請求を受けた金額を支払う。本件各事業年度において、Bが原告に対し本件請求書に基づいて請求した金額、及び、そのうち「給食材料費」の金額は、別表4-1ないし4-5の「左のうち本件給食材料費の額」欄に記載のとおりであり、原告からBへの本件給食材料費の支払日と支払額は、別表5の「本件給食材料費に関する原告からBへの支払」欄に記載のとおりである。
- (カ) Bは、Cに対して、(ウ)においてCから請求を受けた金額を支払い、Cは、Dに対して、(イ)においてDから請求を受けた金額を支払う。BからCへの支払日と支払額及びCからDへの支払日と支払額は、別表5に記載のとおりである。そうすると、Cは、最終的に別表5の「⑦入出金差額」欄に記載の金員（本件給食材料費にわずかの端数が上乗せされたもの）を取得する。

(4) 審査請求及び訴え提起（甲2の1・2）

原告は、平成19年1月23日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分及び本件各重加算税賦課決定処分について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成20年1月9日、上記審査請求を棄却したことから、原告は、平成20年7月7日、本件訴えを提起した。

- (5) 仮に本件給食材料費が寄附金に当たり、原告がその事実を隠ぺいし又は仮装していたとするならば、本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額並びに本重加算税の額は、別紙1、2記載のとおりである。

3 争点

- (1) 本件給食材料費の寄附金（法人税法37条）該当性
- (2) 本件給食材料費が寄附金に該当する場合、原告がその事実を「隠ぺいし、又は仮装し」（国税通則法68条1項）たといえるか。

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件給食材料費の寄附金（法人税法37条）該当性）について
（被告の主張）

ア 法人税法37条にいう寄附金とは、その名義にかかわらず、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与のことであり、法人の事業に関連するか否かを問わず、法人が行う対価性のない支出をいうものと解される。以下イないしエの事情を総合すると、本件給食

材料費は原告のCに対する金銭の無償の供与であり、対価性のない支出ということが出来るから、本件給食材料費は、寄附金に該当する。

イ 本件給食材料費は、Bを介してCに対して支払われたものであること

(ア) 本件業務委託契約の契約書において、給食材料費は、Bが負担することになっている。また、本件委託費については、本件請求書上その算出過程が明確であるのに、本件給食材料費については、算出過程が不明確である。

(イ) 本件取引において、BがCに支払った金額からCがDに支払った金額を差し引いた金額（以下「本件差額」という。）は、本件給食材料費の額とほぼ一致する。

(ウ) 本件業務委託契約に係る決済の流れの中にCが介在することとなったのは、平成9年業務委託契約が締結された際、甲理事長が、Bの当時の担当者丁に対して、原告側において金銭的負担をするから伝票上のみCを介在させて欲しい旨依頼したことが発端であり、BとCの間には本件給食材料費に係る契約はなく、取引の実態もない。

(エ) (ア)ないし(ウ)の事情を総合すると、本件給食材料費について、Bは、名目上の受取人にすぎず、実際の受取人は、Cであるということが出来る。

ウ 本件給食材料費の対価としてBは対価性のある業務等を行っていないこと

本件給食材料費は、本件業務委託契約における業務に対応しておらず、本件給食材料費の額は、最終的にCのもとに残る金額と一致していること、また、Bの担当者が本件給食材料費はBが原告に具体的に給食材料を提供したり、その他の物の販売、サービスの提供を行った対価ではないと述べていることからみて、Bは、本件給食材料費に関して、原告に対して対価性のある業務等を行っていないことは明らかである。

エ 本件給食材料費の支払の対価として、Cは対価性のある業務等を行っていないこと

給食材料の発注、納入は、Bと食材の納入業者との間で直接行われており、また、Cの代表取締役である丙は、Cが給食材料の発注業務を行っておらず、納品にも関与していない旨述べていることからみて、Cが、本件給食材料費に関して、B又は原告に対して対価性のある業務等を行っていないことは明らかである。

(原告の主張)

ア 本件給食材料費は、まずBとCとの間で生じたものであり、その金額の決定等について原告は、関与していない。

B及びCは、それぞれ独立した法人であるから、CがBに対して本件差額に相当する金額を請求しているのも、BとCがその支払について経済的合理性を認めた結果と思われる。そうである以上、BのCに対する支払には何らかの対価が存在したと考えるのが合理的である。本件業務委託契約の契約書上、原告が給食材料費を負担することになっていないとしても、取引において契約書面以外の取引事項や付随的取引事項が存在するのは一般的なことから、原告が本件給食材料費を支払ったとしても不合理ではない。

イ 本件給食材料費は、そもそもBとCの間で発生したものであるから、本件給食材料費に対価性を認めず寄附金と評価するならばBがCに対して支払った金員についても寄附金として課税しなければならないはずであるのに、被告は、同金員について寄附金として課税していない。

このような被告の態度は、公平課税の原則に反し、本件給食材料費が寄附金に該当しないことを基礎付けるものである。

(2) 争点(2) (本件給食材料費が寄附金に該当する場合、原告がその事実を「隠ぺいし、又は仮装し」(国税通則法68条1項)たといえるか。)について

(被告の主張)

事実の隠ぺいとは、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、また、事実の仮装とは、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいう。

しかるに、争点(1)において被告が主張しているとおり、原告の代表者である甲理事長は、Bの当時の担当者丁に働きかけ、CをBの仕入先として介在させ、実態のない本件給食材料費を記載した本件請求書をBに作成させることにより、本件給食材料費が本来であればCに対する寄附金となるべき金銭の贈与である事実を隠ぺいし、「給食材料費」の対価としての支払に仮装して、本件給食材料費を全額損金に計上し、原告が本件各事業年度に納付すべき法人税の額を過少に申告していた。

(原告の主張)

否認し争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件給食材料費の寄附金(法人税法37条)該当性)について

(1) まず、本件取引におけるBとCの関係をみると、Bは、Cから請求を受けて、請求を受けた金額を支払うという関係にある(前提事実(3)イ)にもかかわらず、その関係について両者間で基本契約書が交わされておらず(乙18)、また、Cは、Dから請求を受けた金額に本件給食材料費と同等の金額を上乗せした金額をBに対して請求するものの、食材の発注や納入の業務を行っていないこと(乙23)からすれば、BがCに対して支払っていた金員のうち、Cの利益に相当する金額の支払(「給食材料費」すなわち本件給食材料費に相当するもの)については、Cの行った業務の対価でないと認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

(2) 次に、本件取引における原告とBの関係をみると、本件業務委託契約の契約書上、給食材料費はBが負担するものと規定されている(前提事実(3)ア)のに、Bが原告に対して「給食材料費」名目の金員を請求するのは不審であること、Bと原告は、「給食材料費」名目による金員の請求は本件業務委託契約に基づかない請求であることを理由に平成18年1月分から本件請求書の「給食材料費」という請求項目を削除することを合意していること(乙24、25)、食材の値動きがあった場合に、その影響を受けるのは、Bの提供する給食の単価であって、本件給食材料費の金額は影響を受けないこと(乙20)の各事情によれば、本件給食材料費は、本件業務委託契約上の業務の対価ではなく、その名目とは無関係な別の目的で原告からBに交付された金員であることが強く推認される。

この点に関し、原告は、本件業務委託契約の契約書上、原告が給食材料費を負担することになっていないとしても、契約書面以外の取引事項や付随的取引事項が存在するのは一般的なことであるから、原告が本件給食材料費を支払ったとしても不合理ではない旨主張するが、かかる契約書面以外の取引事項や付随的取引事項の存在及び具体的内容を示す証拠は全く提出されていない(原告の代表者である甲理事長の陳述書(甲4)にもこの点に関する記載は一切ない。)から、原告の主張は失当である。

(3) さらに、本件取引全体についてみると、Bの当時の担当者である丁は、平成9年3月ころ、甲理事長から「食材業者にCを絡ませて欲しい」、「Cが絡んだ部分の金額は貴社(B)で負担するのではなくE病院で負担する」との依頼を受け、この依頼内容を会社に持ち帰って協議し

た結果、これを受け入れることとした旨述べており（乙19ないし21）、同供述によれば、本件取引にCが関与することになったのは、甲理事長の働きかけによるものであったことが認められる（Bの一従業員にすぎない丁が本件取引に関して殊更虚偽の事実を述べるまでの動機は見出せないから、同人の上記供述は信用できる。これに対し、甲理事長の陳述書（甲4）には、丁との会話内容について記憶がないとの記載があるのみであるから、それが上記認定を左右するものではない。）。そして、Cは、甲理事長及びその妻が取締役を務め、かつ、甲理事長とその妻とで全持分を保有する会社であり（前提事実(1)イ）、しかも、別表5記載のとおり、原告がBに対して本件給食材料費を支払った約1か月後に、本件給食材料費とほぼ同額の利益（本件差額）を得るという状況が継続的に存在したこと（前提事実(3)イ）をも併せ勘案すると、本件給食材料費は、原告が、本件業務委託契約においてBのした業務の対価であるかのごとく装って、Cに対して無償の利益供与をすることを目的として支出した金員であることが明らかというべきである。

(4) そうすると、本件給食材料費は、寄附金に該当すると認められる。

これに対し、原告は、本件給食材料費に対価性を認めず寄附金と評価するならば、BがCに対して支払った金員についても寄附金として課税しなければ公平課税の原則に反すると主張するが、上記認定のように、Cの得る利益相当額を実質的に支出したのは原告であって、Bではないから、法人税の課税標準を算出する上で寄附金として扱われるべきは本件給食材料費であり、Bの支出した金員ではない。したがって、原告の主張は、前提を欠き採用することができない。

2 争点(2)（本件給食材料費が寄附金に該当する場合、原告がその事実を「隠ぺいし、又は仮装し」（国税通則法68条1項）たといえるか。）について

国税通則法68条1項所定の「隠ぺいし、又は仮装し」の意義については、「隠ぺい」が課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すこと、「仮装」が存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることであることは、通常用語例により明らかであるところ、これらが過少申告行為とは別に申告の前提行為として存在する必要があることも文理から明らかである。これを本件についてみるに、上記説示のとおり、原告の代表者である甲理事長は、Bの担当者に対し、CをBの仕入先として介在させて欲しいと働きかけ、実態のない本件給食材料費に相当する金額を「給食材料費」と記載した本件請求書をBに作成交付させることによって、本件給食材料費が原告のCに対する無償の利益供与として支出された事実を隠ぺいし、Bの行った業務の対価であるかのように仮装して、それに基づき確定申告（修正申告）を行ったのであるから、本件給食材料費が寄附金に該当する事実を「隠ぺいし、又は仮装し」たことが認められるというべきである。

3 まとめ

よって、本件給食材料費が寄附金に該当し、原告がその事実を「隠ぺいし、又は仮装し」たと認められるから、前提事実(5)のとおり根拠により、本件各更正処分及び本件各重加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 都築 民枝
裁判官 徳田 祐介
裁判官 豊島 英征

(別紙1)

原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、それぞれ、次のとおりである(別表2及び3参照)。

(1) 平成13年3月期

ア 所得金額(別表2・順号①) 981万8459円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)ないし(エ)の金額を加算し、同(オ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額(別表2・順号①) 196万3383円

上記金額は、原告が平成14年11月29日付けで水戸税務署長に対して提出した平成13年3月期の法人税の修正申告書(以下「平成13年3月期修正申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額(別表2・順号②及び別表3・順号⑰) 698万3301円

上記金額は、法人税法37条2項の規定により計算した下記aの金額のうち、同a(a)及び同bの合計を超える部分の金額であり、当該金額は、平成13年3月期の損金の額に算入されない。

a 平成13年3月期に支出した寄附金の額(別表3・順号⑤) 898万0989円

上記金額は、原告が平成13年3月期において支出した下記(a)、(b)及び(c)の寄附金額の合計である。

(a) 指定寄附金等の金額(法人税法37条3項)(別表3・順号①) 1万円

上記金額は、原告が平成13年3月期の確定申告書に指定寄附金等として記載した金額である。

(b) その他の寄附金額(申告額)(別表3・順号③) 2万円

上記金額は、原告が平成13年3月期の確定申告書にその他の寄附金額として記載した金額である。

(c) その他の寄附金額(平成13年3月期更正処分による増加額)(別表3日順号④)

895万0989円

上記金額は、原告が、平成13年3月期において、本件給食材料費として支出した金額の合計895万0989円(別表4-1参照)であり、争点(1)に関する被告の主張のとおり、原告のCに対する金銭等の贈与又は無償の供与に該当する金額である。

b 寄附金の損金算入限度額(別表3・順号⑭) 198万7688円

上記金額は、下記(a)の金額に、同(b)の金額を加算し、2分の1を乗じた額である(法人税法施行令73条1項1号(平成14年政令第271号による改正前のもの。以下(1)及び(2)において同じ。))。

(a) 資本等の金額を基礎として計算した金額(別表3・順号⑬) 14万1054円

上記金額は、原告の平成13年3月期終了の時点における資本等の金額5642万1719円の1000分の2.5に相当する金額である(法人税法施行令73条1項1号イ)。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額(別表3・順号⑩) 383万4322円

上記金額は、上記(ア)の申告所得金額196万3383円に、同(イ)aの平成13年3月期に支出した寄附金の額898万0989円、下記(ウ)の未払寄附金の損金不算入額9

2万5075円、同(エ)の租税公課の過大計上額41万6989円、及び、原告が平成13年3月期の損金の額に算入した繰越欠損金の額1億4157万0832円を加算し、下記(オ)の寄附金の損金算入額47万0289円、及び、原告が平成13年3月期修正申告書に記載した控除所得税額1万4094円を減算した金額の100分の2.5に相当する金額である(法人税法施行令73条1項1号ロ、同条2項(平成14年政令第104号による改正前のもの。以下(2)において同じ。))及び3項(平成14年政令第271号による改正前のもの。以下(2)において同じ。))。

(ウ) 未払寄附金の損金不算入額(別表2・順号③) 92万5075円

上記金額は、原告が平成13年3月期において計上した本件給食材料費の金額のうち、平成13年3月期末において未払金となっている金額であり、法人税法施行令78条(平成14年政令第271号による改正前のもの。以下(1)及び(2)において同じ。)の規定によりその支払がされるまでの間は損金の額に算入されない金額である。

(エ) 租税公課の過大計上額(別表2・順号④) 41万6989円

上記金額は、原告が、平成13年3月期において、本件給食材料費に計上した金額の合計987万6064円(別表4-1参照)に係る仮払消費税相当額47万0289円に対応する控除対象外消費税額相当額として損金の額に算入した金額であり、上記(イ)で述べたとおり本件給食材料費が原告のCに対する寄附金に該当することから、消費税法上、課税仕入れに該当しないことに伴い、損金の額に算入されない金額である。

(オ) 寄附金の損金算入額(別表2・順号⑧) 47万0289円

上記金額は、原告が、平成13年3月期において、委託費に計上した940万5775円(別表4-1参照)に係る消費税等の合計額として仮払消費税に計上した金額であり、上記(イ)の寄附金の損金不算入額と同様の理由で寄附金と認められるため、損金の額に算入される金額である。

イ 納付すべき税額(別表2・順号⑮) 222万5600円

上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額(ただし、国税通則法(以下「通則法」という。)119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(ア) 法人税額(別表2・順号⑫) 230万5400円

上記金額は、前記アの所得金額981万8459円(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)のうち、800万円については、法人税法66条2項(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下「負担軽減法」という。平成13年3月期及び平成14年3月期については平成14年法律第79号による改正前のもの。)16条1項の各規定により100分の22の税率を、残額の181万8000円については、法人税法66条1項(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)及び負担軽減法16条1項の各規定により100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

(イ) 所得税額の控除額(別表2・順号⑬) 7万9759円

上記金額は、法人税法68条1項(平成15年法律第8号による改正前のもの。以下(2)において同じ。)の規定により控除する所得税額であり、原告の平成13年3月期の確定申告書

に記載された金額と同額である。

(2) 平成14年3月期

ア 所得金額 (別表2・順号①) 1億5969万5269円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)ないし(エ)の金額を加算し、同(オ)及び(カ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別表2・順号①) 1億5207万4391円

上記金額は、原告が平成14年11月13日付けで水戸税務署長に対して提出した平成14年3月期の法人税の修正申告書(以下「平成14年3月期修正申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 (別表2・順号②及び別表3・順号⑰) 784万3423円

上記金額は、法人税法37条2項の規定により計算した下記aの金額のうち、同a(a)及び同bの合計を超える部分の金額であり、当該金額は、平成14年3月期の損金の額に算入されない。

a 平成14年3月期に支出した寄附金の額 (別表3・順号⑤) 994万3069円

上記金額は、原告が平成14年3月期において支出した下記(a)、(b)及び(c)の寄附金額の合計である。

(a) 指定寄附金等の金額 (法人税法37条3項) (別表3・順号①) 1万円

上記金額は、原告が平成14年3月期の確定申告書に指定寄附金等として記載した金額である。

(b) その他の寄附金額 (申告額) (別表3・順号③) 6万1000円

上記金額は、原告が平成14年3月期の確定申告書にその他の寄附金額として記載した金額である。

(c) その他の寄附金額 (平成14年3月期更正処分による増加額) (別表3・順号④)

987万2069円

上記金額は、原告が、平成14年3月期において、本件給食材料費として支出した金額の合計987万2069円(別表4-2参照)であり、争点(1)に関する被告の主張のとおり、原告のCに対する金銭等の贈与又は無償の供与に該当する金額である。

b 寄附金の損金算入限度額 (別表3・順号⑭) 208万9646円

上記金額は、下記(a)の金額に、同(b)の金額を加算し、2分の1を乗じた額である(法人税法施行令73条1項1号)。

(a) 資本等の金額を基礎として計算した金額 (別表3・順号⑬) 14万1054円

上記金額は、原告の平成14年3月期終了の時点における資本等の金額5642万1719円の1000分の2.5に相当する金額である(法人税法施行令73条1項1号イ)。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額 (別表3・順号⑩) 403万8239円

上記金額は、上記(ア)の申告所得金額1億5207万4391円に、同(イ)aの平成14年3月期に支出した寄附金の額994万3069円、下記(ウ)の未払寄附金の損金不算入額81万4130円、及び、同(エ)の租税公課の過大計上額41万3015円を加算し、下記(オ)の寄附金の損金算入額138万9890円、同(カ)の事業税の損金算入額5万9800円、及び、原告が平成14年3月期修正申告書に記載した控除所得税額26万5337円を減算した金額の100分の2.5に相当する金額である(法人税法施行令73条

- 1項1号ロ、同条2項及び3項)。
- (ウ) 未払寄附金の損金不算入額 (別表2・順号③) 81万4130円
 上記金額は、原告が平成14年3月期において計上した本件給食材料費の金額のうち、平成14年3月期末において未払金となっている金額であり、法人税法施行令78条の規定によりその支払がされるまでの間は損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 租税公課の過大計上額 (別表2・順号④) 41万3015円
 上記金額は、原告が、平成14年3月期において、本件給食材料費に計上した金額の合計976万1124円 (別表4-2参照) に係る仮払消費税相当額46万4815円に対応する控除対象外消費税額相当額として損金の額に算入した金額であり、上記(イ)で述べたとおり本件給食材料費が原告のCに対する寄附金に該当することから、消費税法上、課税仕入れに該当しないことに伴い、損金の額に算入されない金額である。
- (オ) 寄附金の損金算入額 (別表2・順号⑧) 138万9890円
 上記金額は、下記a及びbの寄附金の額の合計額である。
- a 仮払消費税に計上した寄附金の額 46万4815円
 上記金額は、原告が、平成14年3月期において、委託費に計上した929万6309円 (別表4-2参照) に係る消費税等の額の合計として仮払消費税に計上された金額であり、寄附金として損金の額に算入される金額である。
- b 前期に計上し当期に支払われた寄附金の額 92万5075円
 上記金額は、平成13年3月期の法人税の更正処分により平成13年3月期の所得金額に加算された上記(1)ア(ウ)の未払寄附金の額92万5075円であり、平成14年3月期に支払われたため、平成14年3月期の寄附金として損金の額に算入される金額である。
- (カ) 事業税の損金算入額 (別表2・順号⑨) 5万9800円
 上記金額は、平成13年3月期の所得金額の増加に伴い、増加することとなる事業税の金額である。
- イ 納付すべき税額 (別表2・順号⑮) 4700万3100円
 上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額である。
- (ア) 法人税額 (別表2・順号⑫) 4726万8500円
 上記金額は、前記アの所得金額1億5969万5269円のうち、800万円については、法人税法66条2項及び負担軽減法16条1項の各規定により100分の22の税率を、残額の1億5169万5000円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項の各規定により100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- (イ) 所得税額の控除額 (別表2・順号⑬) 26万5337円
 上記金額は、法人税法68条の規定により控除する所得税額であり、原告の平成14年3月期の修正申告書に記載された金額と同額である。
- (3) 平成15年3月期
- ア 所得金額 (別表2・順号⑩) 8710万2387円
 上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)ないし(オ)の金額を加算し、同(カ)及び(キ)の金額を減算した金額である。
- (ア) 申告所得金額 (別表2・順号①) 7830万1676円
 上記金額は、原告が平成18年5月29日付けで水戸税務署長に対して提出した平成15年

3月期の法人税の修正申告書（以下「平成15年3月期修正申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額（別表2・順号②及び別表3・順号⑰） 887万9952円

上記金額は、法人税法37条3項の規定により計算した下記aの金額のうち、同bを超える部分の金額であり、当該金額は、平成15年3月期の損金の額に算入されない。

a 平成15年3月期に支出した寄附金の額（別表3・順号⑤） 1005万2689円

上記金額は、原告が平成15年3月期において支出した下記(a)及び(b)の寄附金額の合計である。

(a) その他の寄附金額（申告額）（別表3・順号③） 4万2700円

上記金額は、原告が平成15年3月期の確定申告書にその他の寄附金額として記載した金額である。

(b) その他の寄附金額（平成15年3月期更正処分による増加額）（別表3・順号④）

1000万9989円

上記金額は、原告が、平成15年3月期において、本件給食材料費として支出した金額の合計1000万9989円（別表4-3参照）であり、争点(1)に関する被告の主張のとおり、原告のCに対する金銭等の贈与又は無償の供与に該当する金額である。

b 寄附金の損金算入限度額（別表3・順号⑭） 117万2737円

上記金額は、下記(a)の金額に、同(b)の金額を加算し、2分の1を乗じた額である（法人税法施行令73条1項1号（平成18年政令第125号による改正前のもの。以下同じ。）。）。

(a) 資本等の金額を基礎として計算した金額（別表3・順号⑬） 14万1054円

上記金額は、原告の平成15年3月期終了の時点における資本等の金額5642万1719円の1000分の2.5に相当する金額である（法人税法施行令73条1項1号イ）。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額（別表3・順号⑩） 220万4421円

上記金額は、上記(ア)の申告所得金額7830万1676円に、同(イ)aの平成15年3月期に支出した寄附金の額1005万2689円、下記(ウ)の未払寄附金の損金不算入額84万4108円、同(エ)の租税公課の過大計上額41万9494円、及び、同(オ)の雑益の計上漏れ7681円を加算し、下記(カ)の寄附金の損金算入額129万2224円、同(キ)の事業税の損金算入額5万8300円、及び、原告が平成15年3月期の確定申告書に記載した控除所得税額9万8249円を減算した金額の100分の2.5に相当する金額である（法人税法施行令73条1項1号ロ、同条2項（平成15年政令第131号による改正前のもの。）及び3項）。

(ウ) 未払寄附金の損金不算入額（別表2・順号③） 84万4108円

上記金額は、原告が平成15年3月期において計上した本件給食材料費の金額のうち、平成15年3月期末において未払金となっている金額であり、法人税法施行令78条1項（平成15年政令第131号による改正前のもの。）の規定によりその支払がされるまでの間は損金の額に算入されない金額である。

(エ) 租税公課の過大計上額（別表2・順号④） 41万9494円

上記金額は、原告が、平成15年3月期において、本件給食材料費に計上した金額の合計1003万9967円（別表4-3参照）に係る仮払消費税相当額47万8094円に対応する控除対象外消費税額相当額として損金の額に算入した金額であり、上記(イ)で述べたとおり本

件給食材料費が原告のCに対する寄附金に該当することから、消費税法上、課税仕入れに該当しないことに伴い、損金の額に算入されない金額である。

(オ) 雑益の計上もれ (別表2・順号⑥) 7681円

上記金額は、原告が、平成15年3月期修正申告書において、平成14年8月に開催した職員研修発表会「G会」で得意先から受領した会費の計上もれ44万7619円を雑収入計上漏れとして所得金額に加算したが、その金額に係る仮受消費税相当額2万2381円のうち、この雑収入計上漏れによる消費税等の増加額を除いた金額として益金の額に算入される金額である。

(カ) 寄附金の損金算入額 (別表2・順号⑧) 129万2224円

上記金額は、下記a及びbの寄附金の額の合計額である。

a 仮払消費税に計上した寄附金の額 47万8094円

上記金額は、原告が、平成15年3月期において、委託費に計上した956万1873円(別表4-3参照)に係る消費税等の額の合計として仮払消費税に計上された金額であり、上記(イ)の寄附金の損金不算入額と同様の理由で寄附金と認められるため、損金の額に算入される金額である。

b 前期に計上し当期に支払われた寄附金の額 81万4130円

上記金額は、平成14年3月期の法人税の更正処分により平成14年3月期の所得金額に加算された上記(2)ア(ウ)の未払寄附金の額81万4130円であり、平成15年3月期に支払われたため、平成15年3月期の寄附金として損金の額に算入される金額である。

(キ) 事業税の損金算入額 (別表2・順号⑨) 5万8300円

上記金額は、平成14年3月期の所得金額の増加に伴い、増加することとなる事業税の金額である。

イ 納付すべき税額 (別表2・順号⑮) 2558万0300円

上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除し、同(ウ)の金額を加算した後の金額である。

(ア) 法人税額 (別表2・順号⑫) 2549万0600円

上記金額は、前記アの所得金額8710万2387円のうち、800万円については、法人税法66条2項及び負担軽減法16条1項の各規定により100分の22の税率を、残額の7910万2000円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項の各規定により100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

(イ) 所得税額の控除額 (別表2・順号⑬) 9万8249円

上記金額は、法人税法68条1項(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下(3)ないし(5)において同じ。)の規定により控除する所得税額であり、原告の平成15年3月期の確定申告書に記載された金額と同額である。

(ウ) 使途秘匿税額 (別表2・順号⑭) 18万8000円

上記金額は、上記ア(オ)の得意先から受領した会費の計上もれの額44万7619円及びこれに係る消費税等の額2万2381円の合計47万円の使途について、「相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由」を帳簿書類に記載しておらず、また、その使途を明らかにしていないことから、上記47万円を原資とする支出が租税特別措置法62条2項に規定する使途秘匿金の支出に該当するものと認め、租税特別措置法62条1

項（平成15年法律第8号による改正前のもの。）の規定に基づき、上記47万円に100分の40の税率を乗じて計算した金額である。

(4) 平成16年3月期

ア 所得金額（別表2・順号⑪） 1億1853万5387円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)ないし(エ)の金額を加算し、同(オ)及び(カ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表2・順号①） 1億1035万9881円

上記金額は、原告が、平成18年5月29日付けで水戸税務署長に対して提出した平成16年3月期の法人税の修正申告書（以下「平成16年3月期修正申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額（別表2・順号②及び別表3・順号⑰）

830万0266円

上記金額は、法人税法37条3項の規定により計算した下記aの金額のうち、同bを超える部分の金額であり、当該金額は、平成16年3月期の損金の額に算入されない。

a 平成16年3月期に支出した寄附金の額（別表3・順号⑤） 993万5146円

上記金額は、原告が平成16年3月期において支出した下記(a)及び(b)の寄附金額の合計である。

(a) その他の寄附金額（申告額）（別表3・順号③） 4万2700円

上記金額は、原告が平成16年3月期の確定申告書にその他の寄附金額として記載した金額である。

(b) その他の寄附金額（平成16年3月期更正処分による増加額）（別表3・順号④）

989万2446円

上記金額は、原告が、平成16年3月期において、本件給食材料費として支出した金額の合計989万2446円（別表4-4参照）であり、争点(1)に関する被告の主張のとおり、原告のCに対する金銭等の贈与又は無償の供与に該当する金額である。

b 寄附金の損金算入限度額（別表3・順号⑭） 163万4880円

上記金額は、下記(a)の金額に、同(b)の金額を加算し、2分の1を乗じた額である（法人税法施行令73条1項1号）。

(a) 資本等の金額を基礎として計算した金額（別表3・順号⑬） 26万6054円

上記金額は、原告の平成16年3月期終了の時点における資本等の金額1億0642万1719円の1000分の2.5に相当する金額である（法人税法施行令73条1項1号イ）。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額（別表3・順号⑩） 300万3707円

上記金額は、上記(ア)の申告所得金額1億1035万9881円に同(イ)aの平成16年3月期に支出した寄附金の額993万5146円、下記(ウ)の未払寄附金の損金不算入額82万6358円、及び、同(エ)の租税公課の過大計上額42万8414円を加算し、下記(オ)の寄附金の損金算入額131万4332円、同(カ)の事業税の損金算入額6万5200円、及び、原告が平成16年3月期の確定申告書に記載した控除所得税額2万1957円を減算した金額の100分の2.5に相当する金額である（法人税法施行令73条1項1号ロ、同条2項（平成17年政令第99号による改正前のもの。以下(5)において同じ。）及び3項）。

- (ウ) 未払寄附金の損金不算入額 (別表2・順号③) 82万6358円
 上記金額は、原告が平成16年3月期において計上した本件給食材料費の金額のうち、平成16年3月期末において未払金となっている金額であり、法人税法施行令78条1項の規定によりその支払がされるまでの間は損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 租税公課の過大計上額 (別表2・順号④) 42万8414円
 上記金額は、下記aの金額に、同bの金額を加算した金額である。
- a 控除対象外消費税額の損金不算入額 42万4024円
 上記金額は、原告が、平成16年3月期において、本件給食材料費の当期計上金額合計987万4696円(別表4-4参照)に係る仮払消費税相当額47万0224円に対応する控除対象外消費税額相当額として損金の額に算入した金額であり、上記(イ)で述べたとおり本件給食材料費が原告のCに対する寄附金に該当することから、消費税法上、課税仕入れに該当しないことに伴い、損金の額に算入されない金額である。
- b 控除対象外消費税額の損金不算入額 4390円
 上記金額は、原告が、平成16年3月期修正申告書において、甲理事長が負担すべき金額であるとして所得金額に加算した自動車リース料9万5800円に係る仮払消費税相当額4790円のうち、控除対象外消費税となり、損金の額に算入されない金額である。
- (オ) 寄附金の損金算入額 (別表2・順号⑧) 131万4332円
 上記金額は、下記a及びbの寄附金の額の合計額である。
- a 仮払消費税に計上した寄附金の額 47万0224円
 上記金額は、原告が、平成16年3月期において、委託費に計上した940万4472円(別表4-4参照)に係る消費税等の額の合計として仮払消費税に計上された金額であり、上記(イ)の寄附金の損金不算入額と同様の理由で寄附金と認められるため、損金の額に算入される金額である。
- b 前期に計上し当期に支払われた寄附金の額 84万4108円
 上記金額は、平成15年3月期の法人税の更正処分により平成15年3月期の所得金額に加算された上記(3)ア(ウ)の未払寄附金の額84万4108円であり、平成16年3月期に支払われたため、平成16年3月期の寄附金として損金の額に算入される金額である。
- (カ) 事業税の損金算入額 (別表2・順号⑨) 6万5200円
 上記金額は、平成15年3月期の所得金額の増加に伴い、増加することとなる事業税の金額である。
- イ 納付すべき税額 (別表2・順号⑩) 3553万8500円
 上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額である。
- (ア) 法人税額 (別表2・順号⑫) 3556万0500円
 上記金額は、前記アの所得金額1億1853万5387円に法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項の各規定により100分の30の税率を乗じて計算した金額である。
- (イ) 所得税額の控除額 (別表2・順号⑬) 2万1957円
 上記金額は、法人税法68条1項の規定により控除する所得税額であり、原告の平成16年3月期の確定申告書に記載された金額と同額である。
- (5) 平成17年3月期
- ア 所得金額 (別表2・順号⑪) 8805万9084円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)ないし(オ)の金額を加算し、同(カ)及び(キ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別表2・順号①) 7973万0716円

上記金額は、原告が、平成18年5月29日付けで水戸税務署長に対して提出した平成17年3月期の法人税の修正申告書(以下「平成17年3月期修正申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額 (別表2・順号②及び別表3・順号⑰) 808万3596円

上記金額は、法人税法37条3項の規定により計算した下記aの金額のうち、同a(a)及び同bの合計を超える部分の金額であり、当該金額は、平成17年3月期の損金の額に算入されない。

a 平成17年3月期に支出した寄附金の額 (別表3・順号⑤) 934万2930円

上記金額は、原告が平成17年3月期において支出した下記(a)、(b)及び(c)の寄附金額の合計である。

(a) 指定寄附金等の金額 (法人税法37条4項) (別表3・順号①) 1万円

上記金額は、原告が平成17年3月期の確定申告書に指定寄附金等として記載した金額である。

(b) その他の寄附金額 (申告額) (別表3・順号③) 5万円

上記金額は、原告が平成17年3月期の確定申告書にその他の寄附金額として記載した金額である。

(c) その他の寄附金額 (平成17年3月期更正処分による増加額) (別表3・順号④)

928万2930円

上記金額は、原告が、平成17年3月期において、本件給食材料費として支出した金額の合計928万2930円(別表4-5参照)であり、争点(1)に関する被告の主張のとおり、原告のCに対する金銭等の贈与又は無償の供与に該当する金額である。

b 寄附金の損金算入限度額 (別表3・順号⑭) 124万9334円

上記金額は、下記(a)の金額に、同(b)の金額を加算し、2分の1を乗じた額である(法人税法施行令73条1項1号)。

(a) 資本等の金額を基礎として計算した金額 (別表3・順号⑬) 26万6054円

上記金額は、原告の平成17年3月期終了の時における資本等の金額1億0642万1719円の1000分の2.5に相当する金額である(法人税法施行令73条1項1号イ)。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額 (別表3・順号⑩) 223万2615円

上記金額は、上記(ア)の申告所得金額7973万0716円に、同(イ)aの平成17年3月期に支出した寄附金の額934万2930円、下記(ウ)の未払寄附金の損金不算入額82万4906円、同(エ)の租税公課の過大計上額61万9187円、及び、同(オ)の繰延消費税額等の損金算入限度額超過額13万1112円を加算し、下記(カ)の寄附金の損金算入額126万8333円、同(キ)の事業税の損金算入額6万2100円及び原告が平成16年3月期の確定申告書に記載した控除所得税額1万3793円を減算した金額の100分の2.5に相当する金額である(法人税法施行令73条1項1号ロ、同条2項及び3項)。

(ウ) 未払寄附金の損金不算入額 (別表2・順号③) 82万4906円

上記金額は、原告が平成17年3月期において計上した本件給食材料費の金額のうち、平成17年3月期末において未払金となっている金額であり、法人税法施行令78条1項の規定によりその支払がされるまでの間は損金の額に算入されない金額である。

(エ) 租税公課の過大計上額 (別表2・順号④) 61万9187円

上記金額は、下記aの金額に、同bの金額を加算した金額である。

a 控除対象外消費税額の損金不算入額 39万6875円

上記金額は、原告が、平成17年3月期において本件給食材料費に計上した金額の合計928万1478円(別表4-5参照)に係る仮払消費税相当額44万1975円に対応する控除対象外消費税額相当額として損金の額に算入した金額であり、上記(イ)で述べたとおり本件給食材料費が原告のCに対する寄附金に該当することから、消費税法上、課税仕入れに該当しないことに伴い、損金の額に算入されない金額である。

b 控除対象外消費税額の損金不算入額 22万2312円

上記金額は、原告が、平成17年3月期修正申告書において、リース料57万4800円を経費誤計上及び検査委託費503万1459円を経費過大計上して、所得金額に加算した金額の合計560万6259円に係る仮払消費税相当額28万0312円のうち、控除対象外消費税となり、損金の額に算入されない金額である。

(オ) 繰延消費税額等の損金算入限度額超過額 (別表2・順号⑤) 13万1112円

上記金額は、下記aの金額から、同bの金額を減算した金額である。

a 繰延消費税額等の損金不算入額 13万1152円

上記金額は、原告が平成17年3月期修正申告書において、所得金額に加算した固定資産取得費の金額324万6615円に係る繰延消費税等の額14万5724円のうち、平成17年3月期の損金の額に算入される金額1万4572円を除いた金額である。

b 控除対象外消費税額等の損金算入不足額 40円

上記金額は、原告が、平成17年3月期において、繰延消費税額等のうち当期の損金の額に算入されるとする金額497万5952円と、正当額497万5992円との差額であり、損金経理されていると認められることから所得の金額から減算される金額である。

(カ) 寄附金の損金算入額 (別表2・順号⑧) 126万8333円

上記金額は、下記a及びbの寄附金の額の合計額である。

a 仮払消費税に計上した寄附金の額 44万1975円

上記金額は、原告が、平成17年3月期において、委託費に計上した883万9503円(別表4-5参照)に係る消費税等の額の合計として仮払消費税に計上された金額であり、上記(イ)の寄附金の損金不算入額と同様の理由で寄附金と認められるため、損金の額に算入される金額である。

b 前期に計上し当期に支払われた寄附金の額 82万6358円

上記金額は、平成16年3月期の法人税の更正処分により平成16年3月期の所得金額に加算された上記(4)ア(ウ)の未払寄附金の額82万6358円であり、平成17年3月期に支払われたため、平成17年3月期の寄附金として損金の額に算入される金額である。

(キ) 事業税の損金算入額 (別表2・順号⑨) 6万2100円

上記金額は、平成16年3月期の所得金額の増加に伴い、増加することとなる事業税の金額である。

イ 納付すべき税額（別表２・順号⑮） 2640万3900円

上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 法人税額（別表２・順号⑫） 2641万7700円

上記金額は、前記アの所得金額8805万9084円に法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項の各規定により100分の30の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 所得税額の控除額（別表２・順号⑬） 1万3793円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により控除する所得税額であり、原告の平成17年3月期の確定申告書に記載された金額と同額である。

(別紙2)

原告の重加算税の額は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 平成13年3月期 65万4500円
上記金額は、通則法68条1項に基づき、平成13年3月期における新たに納付すべき法人税額187万3500円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- (2) 平成14年3月期 75万2500円
上記金額は、通則法68条1項に基づき、平成14年3月期における新たに納付すべき法人税額215万0400円に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- (3) 平成15年3月期 87万8500円
上記金額は、通則法68条1項に基づき、平成15年3月期における新たに納付すべき法人税額のうち重加算税対象税額251万7300円に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- (4) 平成16年3月期 80万5000円
上記金額は、通則法68条1項に基づき、平成16年3月期における新たに納付すべき法人税額230万7900円に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。
- (5) 平成17年3月期 82万6000円
上記金額は、通則法68条1項に基づき、平成17年3月期における新たに納付すべき法人税額236万6700円に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

別表 1

課税の経緯（法人税）

（単位：円）

医療法人社団A

事業年度	区分	年月日	所得金額(注)	納付すべき税額	過少申告加算税の額	重加算税の額
平成13年3月期	確定申告	平成13年5月29日	外141,804,891 0	△49,730	—	—
	修正申告等	平成14年11月13日	外141,570,832 1,963,383	352,100	—	—
	修正申告等	平成14年11月29日	外141,570,832 1,963,383	352,100	40,000	—
	更正処分等	平成18年11月28日	外141,570,832 9,818,459	2,225,600	—	654,500
	審査請求	平成19年1月23日	外141,570,832 1,963,383	352,100	—	—
	審査裁決	平成20年1月9日	(棄却)			
平成14年3月期	確定申告	平成14年5月30日	外1,256,705 146,549,334	43,029,300	—	—
	修正申告等	平成14年11月13日	152,074,391	44,716,800	168,000	—
	更正処分等	平成18年11月28日	159,242,401	46,867,200	—	752,500
	審査請求	平成19年1月23日	152,074,391	44,716,800	—	—
	審査裁決	平成20年1月9日	(棄却)			
平成15年3月期	確定申告	平成15年5月30日	77,854,057	22,617,900	—	—
	修正申告等	平成18年5月29日	78,301,676	22,940,000	32,000	—
	更正処分等	平成18年11月28日	86,692,870	25,457,300	—	878,500
	審査請求	平成19年1月23日	78,301,676	22,940,000	—	—
	審査裁決	平成20年1月9日	(棄却)			

事業年度	区分	年月日	所得金額(注)	納付すべき税額	過少申告加算税の額	重加算税の額
平成16年3月期	確定申告	平成16年5月31日	110,250,761	33,053,000	—	—
	修正申告等	平成18年5月29日	110,359,881	33,085,700	—	—
	更正処分等	平成18年11月28日	118,052,894	35,393,600	—	805,000
	審査請求	平成19年1月23日	110,359,881	33,085,700	—	—
	審査裁決	平成20年1月9日	(棄却)			
平成17年3月期	確定申告	平成17年5月31日	63,518,821	19,041,600	—	—
	修正申告等	平成18年5月29日	79,730,716	23,905,200	486,000	—
	更正処分等	平成18年11月28日	87,619,153	26,271,900	—	826,000
	審査請求	平成19年1月23日	79,730,716	23,905,200	—	—
	審査裁決	平成20年1月9日	(棄却)			

(注) 「所得金額」欄の外書は、繰越欠損金の控除金額を示す。

別表2

本件各事業年度の所得金額及び法人税額

(単位：円)

区分	順号	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	
申告所得（欠損）金額	①	1,963,383	152,074,391	78,301,676	110,359,881	79,730,716	
加算	寄附金の損金不算入 （別表3の⑰）	②	6,983,301	7,843,423	8,879,952	8,300,266	8,083,596
	未払寄附金の損金不算入額	③	925,075	814,130	844,108	826,358	824,906
	租税公課の過大計上額	④	416,989	413,015	419,494	428,414	619,187
	繰延消費税額等の損金算入限度 額 超 過 額	⑤	0	0	0	0	131,112
	雑益の計上もれ	⑥	0	0	7,681	0	0
	計（②+③+④+⑤+⑥）	⑦	8,325,365	9,070,568	10,151,235	9,555,038	9,658,801
	減算	寄附金の損金算入額	⑧	470,289	1,389,890	1,292,224	1,314,332
事業税認定損の損金算入額		⑨	0	59,800	58,300	65,200	62,100
計（⑧+⑨）		⑩	470,289	1,449,690	1,350,524	1,379,532	1,330,433
所得金額（①+⑦-⑩）	⑪	9,818,459	159,695,269	87,102,387	118,535,387	88,059,084	
法人税額	⑫	2,305,400	47,268,500	25,490,600	35,560,500	26,417,700	
控除（又は還付）所得税額等	⑬	79,759	265,337	98,249	21,957	13,793	
使途秘匿税額	⑭	0	0	188,000	0	0	
納付すべき税額（⑫-⑬+⑭、100 円未満の端数切捨て）又は還付金額	⑮	2,225,600	47,003,100	25,580,300	35,538,500	26,403,900	

別表3

寄附金の損金不算入額の計算

(単位：円)

区分		順号	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	
損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額	①	10,000	10,000	0	0	10,000
		特定公益増進法人への寄附金額	②	0	0	0	0	0
		その他の寄附金額(申告額)	③	20,000	61,000	42,700	42,700	50,000
		その他の寄附金額 (本件更正処分による増加額)	④	8,950,989	9,872,069	10,009,989	9,892,446	9,282,930
		計(①+②+③+④)	⑤	8,980,989	9,943,069	10,052,689	9,935,146	9,342,930
	所得金額仮計	更正前所得金額	⑥	143,520,121	151,809,054	78,203,427	110,337,924	79,716,923
		本件更正処分による増加(又は減少)額	⑦	871,775	△222,545	△79,241	△124,760	244,772
		計(⑥+⑦)	⑧	144,391,896	151,586,509	78,124,186	110,213,164	79,961,695
	寄附金支出前の所得金額(⑤+⑧)	⑨	153,372,885	161,529,578	88,176,875	120,148,310	89,304,625	
	同上の2.5/100相当額	⑩	3,834,322	4,038,239	2,204,421	3,003,707	2,232,615	
	期末の資本金等の金額	⑪	56,421,719	56,421,719	56,421,719	106,421,719	106,421,719	
	同上の月数換算額(⑪×12/12)	⑫	56,421,719	56,421,719	56,421,719	106,421,719	106,421,719	
	同上の2.5/1000相当額	⑬	141,054	141,054	141,054	266,054	266,054	
	損金算入限度額(⑩+⑬)×1/2	⑭	1,987,688	2,089,646	1,172,737	1,634,880	1,249,334	
特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入額 (②と(⑨又は⑬)のうち少ない金額)	⑮	0	0	0	0	0		
指定寄附金額(①)	⑯	10,000	10,000	0	0	10,000		
損金不算入額(⑤-⑭-⑮-⑯)	⑰	6,983,301	7,843,423	8,879,952	8,300,266	8,083,596		

別表4-1 本件給食材料費の額及び請求書の記載内容等（平成13年3月期）

(単位：円)

年月分	計上年月日	支払年月日	請求金額	左のうち本件 給食材料費の額
平成12年4月分	平成12年5月31日	平成12年5月31日	4,738,166	642,305
平成12年5月分	平成12年6月30日	平成12年6月30日	4,881,740	641,389
平成12年6月分	平成12年7月31日	平成12年7月31日	5,173,007	736,190
平成12年7月分	平成12年8月31日	平成12年8月31日	5,492,564	765,002
平成12年8月分	平成12年9月28日	平成12年9月29日	5,967,114	893,262
平成12年9月分	平成12年10月31日	平成12年10月31日	5,709,492	833,985
平成12年10月分	平成12年11月30日	平成12年11月30日	5,752,777	845,928
平成12年11月分	平成12年12月29日	平成12年12月29日	5,488,269	786,831
平成12年12月分	平成13年1月31日	平成13年1月31日	6,742,693	928,003
平成13年1月分	平成13年2月28日	平成13年2月28日	6,835,621	1,002,178
平成13年2月分	平成13年3月30日	平成13年3月30日	6,430,720	875,916
平成13年3月分	平成13年3月31日	未払金	6,577,561	925,075
当期支払金額合計				8,950,989
当期計上金額合計				9,876,064
委託費計上金額 (100/105)				9,405,775
仮払消費税等計上金額 (5/105)				470,289

(注) 1 「当期支払金額合計」は、原告がBに支払った平成12年4月分から平成13年2月分までの本件給食材料費の合計金額である。

2 「当期計上金額合計」は、原告がBから請求を受け委託費勘定に計上した平成12年4月分から平成13年3月分までの本件給食材料費の合計金額である。

別表4-2 本件給食材料費の額及び請求書の記載内容等（平成14年3月期）

(単位：円)

年月分	計上年月日	支払年月日	請求金額	左のうち本件 給食材料費の額
(平成13年3月分)	(平成13年3月31日)	平成13年4月27日	6,577,561	925,075
平成13年4月分	平成13年5月31日	平成13年5月31日	6,127,305	753,920
平成13年5月分	平成13年6月29日	平成13年6月29日	6,567,877	884,952
平成13年6月分	平成13年7月31日	平成13年7月31日	6,449,019	858,515
平成13年7月分	平成13年8月31日	平成13年8月31日	6,363,906	865,676
平成13年8月分	平成13年9月28日	平成13年9月28日	6,363,728	908,317
平成13年9月分	平成13年10月31日	平成13年10月31日	6,198,713	836,846
平成13年10月分	平成13年11月30日	平成13年11月30日	6,280,693	837,199
平成13年11月分	平成13年12月28日	平成13年12月28日	6,070,257	738,126
平成13年12月分	平成14年1月31日	平成14年1月31日	6,091,669	787,899
平成14年1月分	平成14年2月28日	平成14年2月28日	5,993,195	749,516
平成14年2月分	平成14年3月29日	平成14年3月29日	5,921,879	726,028
平成14年3月分	平成14年3月31日	未払金	6,318,576	814,130
当期支払金額合計				9,872,069
当期計上金額合計				9,761,124
委託費計上金額 (100/105)				9,296,309
仮払消費税等計上金額 (5/105)				464,815

(注) 1 「当期支払金額合計」は、原告がBに支払った平成13年3月分から平成14年2月分までの本件給食材料費の合計金額である。

2 「当期計上金額合計」は、原告がBから請求を受け委託費勘定に計上した平成13年4月分から平成14年3月分までの本件給食材料費の合計金額である。

別表4-3 本件給食材料費の額及び請求書の記載内容等（平成15年3月期）

(単位：円)

年月分	計上年月日	支払年月日	請求金額	左のうち本件 給食材料費の額
(平成14年3月分)	(平成14年3月31日)	平成14年4月30日	6,318,576	814,130
平成14年4月分	平成14年5月30日	平成14年5月31日	6,097,139	794,902
平成14年5月分	平成14年6月28日	平成14年6月28日	6,460,698	823,364
平成14年6月分	平成14年7月31日	平成14年7月31日	6,550,512	851,448
平成14年7月分	平成14年8月30日	平成14年8月30日	6,704,096	886,477
平成14年8月分	平成14年9月30日	平成14年9月30日	6,580,914	874,584
平成14年9月分	平成14年10月31日	平成14年10月31日	6,311,541	765,893
平成14年10月分	平成14年11月29日	平成14年11月29日	6,416,792	852,370
平成14年11月分	平成14年12月30日	平成14年12月30日	6,364,788	812,105
平成14年12月分	平成15年1月31日	平成15年1月31日	6,596,803	920,545
平成15年1月分	平成15年2月28日	平成15年2月28日	6,544,002	828,264
平成15年2月分	平成15年3月31日	平成15年3月31日	6,236,425	785,907
平成15年3月分	平成15年3月31日	未払金	6,398,629	844,108
当期支払金額合計				10,009,989
当期計上金額合計				10,039,967
委託費計上金額 (100/105)				9,561,873
仮払消費税等計上金額 (5/105)				478,094

(注) 1 「当期支払金額合計」は、原告がBに支払った平成14年3月分から平成15年2月分までの本件給食材料費の合計金額である。

2 「当期計上金額合計」は、原告がBから請求を受け委託費勘定に計上した平成14年4月分から平成15年3月分までの本件給食材料費の合計金額である。

別表４－４ 本件給食材料費の額及び請求書の記載内容等（平成16年3月期）

(単位：円)

年月分	計上年月日	支払年月日	請求金額	左のうち本件 給食材料費の額
(平成15年3月分)	(平成15年3月31日)	平成15年4月30日	6,398,629	844,108
平成15年4月分	平成15年5月30日	平成15年5月30日	6,430,501	906,756
平成15年5月分	平成15年6月30日	平成15年6月30日	6,357,178	832,467
平成15年6月分	平成15年7月31日	平成15年7月31日	5,851,956	867,281
平成15年7月分	平成15年8月29日	平成15年8月29日	6,015,072	903,536
平成15年8月分	平成15年9月30日	平成15年9月30日	5,947,806	815,154
平成15年9月分	平成15年10月31日	平成15年10月31日	5,985,151	789,531
平成15年10月分	平成15年11月28日	平成15年11月28日	6,127,062	847,652
平成15年11月分	平成15年12月21日	平成15年12月26日	5,719,047	673,545
平成15年12月分	平成16年1月29日	平成16年1月30日	6,130,568	849,152
平成16年1月分	平成16年2月27日	平成16年2月27日	6,013,089	765,021
平成16年2月分	平成16年3月31日	平成16年3月31日	5,904,876	798,243
平成16年3月分	平成16年3月31日	未払金	6,191,133	826,358
当期支払金額合計				9,892,446
当期計上金額合計				9,874,696
委託費計上金額 (100/105)				9,404,472
仮払消費税等計上金額 (5/105)				470,224

(注) 1 「当期支払金額合計」は、原告がBに支払った平成15年3月分から平成16年2月分までの本件給食材料費の合計金額である。

2 「当期計上金額合計」は、原告がBから請求を受け委託費勘定に計上した平成15年4月分から平成16年3月分までの本件給食材料費の合計金額である。

別表４－５ 本件給食材料費の額及び請求書の記載内容等（平成１７年３月期）

(単位：円)

年月分	計上年月日	支払年月日	請求金額	左のうち本件 給食材料費の額
(平成16年3月分)	(平成16年3月31日)	平成16年4月30日	6,191,133	826,358
平成16年4月分	平成16年5月31日	平成16年5月31日	5,857,452	782,351
平成16年5月分	平成16年6月30日	平成16年6月30日	5,842,600	750,163
平成16年6月分	平成16年7月30日	平成16年7月30日	5,890,196	744,472
平成16年7月分	平成16年8月31日	平成16年8月31日	5,936,210	807,475
平成16年8月分	平成16年9月30日	平成16年9月30日	6,076,466	806,989
平成16年9月分	平成16年10月29日	平成16年10月29日	5,816,648	777,919
平成16年10月分	平成16年11月30日	平成16年11月30日	5,943,600	780,414
平成16年11月分	平成16年12月29日	平成16年12月29日	5,806,541	737,204
平成16年12月分	平成17年1月31日	平成17年1月31日	5,953,881	784,353
平成17年1月分	平成17年2月28日	平成17年2月28日	5,923,876	762,034
平成17年2月分	平成17年3月31日	平成17年3月31日	5,699,904	723,198
平成17年3月分	平成17年3月31日	未払金	6,045,779	824,906
当期支払金額合計				9,282,930
当期計上金額合計				9,281,478
委託費計上金額 (100/105)				8,839,503
仮払消費税等計上金額 (5/105)				441,975

(注) 1 「当期支払金額合計」は、原告がBに支払った平成16年3月分から平成17年2月分までの本件給食材料費の合計金額である。

2 「当期計上金額合計」は、原告がBから請求を受け委託費勘定に計上した平成16年4月分から平成17年3月分までの本件給食材料費の合計金額である。

別表 5

(単位：円)

本件給食材料費に関する原告 からBへの支払			CのF銀行石川町支店口座の動き (本件給食材料費及び本件給食業務役務提供に関するもの)				
月分	①原告支払日	②本件給食材料費	Bからの入金		Dに対する支払		⑦入出金差額 (④-⑥)
			③入金年月日	④入金額	⑤振込み年月日	⑥出金額	
H12.04	平成12年5月31日	642,305	平成12年6月30日	2,474,401	平成12年6月30日	1,831,991	642,410
H12.05	平成12年6月30日	641,389	平成12年7月31日	2,467,944	平成12年7月31日	1,826,450	641,494
H12.06	平成12年7月31日	736,190	平成12年8月31日	2,832,534	平成12年8月31日	2,096,239	736,295
H12.07	平成12年8月31日	765,002	平成12年9月29日	2,927,634	平成12年9月29日	2,162,527	765,107
H12.08	平成12年9月29日	893,262	平成12年10月31日	3,411,342	平成12年10月31日	2,517,975	893,367
H12.09	平成12年10月31日	833,985	平成12年11月30日	3,193,032	平成12年11月30日	2,358,942	834,090
H12.10	平成12年11月30日	845,928	平成12年12月29日	3,270,225	平成12年12月29日	2,424,192	846,033
H12.11	平成12年12月29日	786,831	平成13年1月31日	2,998,899	平成13年1月31日	2,211,963	786,936
H12.12	平成13年1月31日	928,003	平成13年2月28日	3,569,069	平成13年2月28日	2,640,961	928,108
H13.01	平成13年2月28日	1,002,178	平成13年3月30日	3,584,893	平成13年4月2日	2,582,610	1,002,283
H13.02	平成13年3月30日	875,916	平成13年4月27日	3,369,766	平成13年4月27日	2,493,745	876,021
H13.03	平成13年4月27日	925,075	平成13年5月31日	3,544,859	平成13年5月31日	2,619,679	925,180
H13.04	平成13年5月31日	753,920	平成13年6月29日	2,918,229	平成13年6月29日	2,164,204	754,025
H13.05	平成13年6月29日	884,952	平成13年7月31日	3,413,359	平成13年7月31日	2,528,302	885,057
H13.06	平成13年7月31日	858,515	平成13年8月31日	3,289,953	平成13年8月31日	2,431,333	858,620
H13.07	平成13年8月31日	865,676	平成13年9月28日	3,333,785	平成13年10月1日	2,468,004	865,781
H13.08	平成13年9月28日	908,317	平成13年10月31日	3,467,143	平成13年10月31日	2,558,721	908,422
H13.09	平成13年10月31日	836,846	平成13年11月30日	3,197,243	平成13年11月30日	2,360,292	836,951
H13.10	平成13年11月30日	837,199	平成13年12月28日	3,198,278	平成13年12月28日	2,360,974	837,304
H13.11	平成13年12月28日	738,126	平成14年1月31日	2,834,774	平成14年1月31日	2,096,543	738,231
H13.12	平成14年1月31日	787,899	平成14年2月28日	3,034,732	平成14年2月28日	2,246,728	788,004
H14.01	平成14年2月28日	749,516	平成14年3月29日	2,883,051	平成14年3月29日	2,133,325	749,726
H14.02	平成14年3月29日	726,028	平成14年4月30日	2,770,761	平成14年4月30日	2,044,523	726,238
H14.03	平成14年4月30日	814,130	平成14年5月31日	3,115,064	平成14年5月31日	2,300,724	814,340

本件給食材料費に関する原告 からBへの支払			CのF銀行石川町支店口座の動き (本件給食材料費及び本件給食業務役務提供に関するもの)				
月分	①原告支払日	②本件給食材料費	Bからの入金		Dに対する支払		⑦入出金差額 (④-⑥)
			③入金年月日	④入金額	⑤振込み年月日	⑥出金額	
H14.04	平成14年5月31日	794,902	平成14年6月28日	3,031,855	平成14年6月28日	2,236,743	795,112
H14.05	平成14年6月28日	823,364	平成14年7月31日	3,128,035	平成14年7月31日	2,304,461	823,574
H14.06	平成14年7月31日	851,448	平成14年8月30日	3,195,033	平成14年8月30日	2,343,480	851,553
H14.07	平成14年8月30日	886,477	平成14年9月30日	3,404,641	平成14年9月30日	2,518,059	886,582
H14.08	平成14年9月30日	874,584	平成14年10月31日	3,362,250	平成14年10月31日	2,487,561	874,689
H14.09	平成14年10月31日	765,893	平成14年11月29日	2,951,658	平成14年12月2日	2,185,660	765,998
H14.10	平成14年11月29日	852,370	平成14年12月30日	3,242,367	平成14年12月30日	2,389,892	852,475
H14.11	平成14年12月30日	812,105	平成15年1月31日	3,123,168	平成15年1月31日	2,310,958	812,210
H14.12	平成15年1月31日	920,545	平成15年2月28日	3,545,680	平成15年2月28日	2,625,030	920,650
H15.01	平成15年2月28日	828,264	平成15年3月31日	3,187,127	平成15年3月31日	2,358,758	828,369
H15.02	平成15年3月31日	785,907	平成15年4月30日	3,026,300	平成15年4月30日	2,239,553	786,747
H15.03	平成15年4月30日	844,108	平成15年5月30日	3,248,265	平成15年5月30日	2,403,317	844,948
H15.04	平成15年5月30日	906,756	平成15年6月30日	3,480,877	平成15年6月30日	2,574,016	906,861
H15.05	平成15年6月30日	832,467	平成15年7月31日	3,203,439	平成15年7月31日	2,370,867	832,572
H15.06	平成15年7月31日	867,281	平成15年8月29日	3,309,648	平成15年8月29日	2,442,262	867,386
H15.07	平成15年8月29日	903,536	平成15年9月30日	3,467,095	平成15年9月30日	2,563,454	903,641
H15.08	平成15年9月30日	815,154	平成15年10月31日	3,112,668	平成15年10月31日	2,297,409	815,259
H15.09	平成15年10月31日	789,531	平成15年11月28日	3,043,496	平成15年11月28日	2,253,860	789,636
H15.10	平成15年11月28日	847,652	平成15年12月15日	3,260,987	平成15年12月30日	2,413,229	847,758
H15.11	平成15年12月26日	673,545	平成16年1月30日	2,592,478	平成16年1月30日	1,918,828	673,650
H15.12	平成16年1月30日	849,152	平成16年2月27日	3,256,719	平成16年2月27日	2,407,462	849,257
H16.01	平成16年2月27日	765,021	平成16年3月31日	2,945,038	平成16年3月31日	2,179,912	765,126
H16.02	平成16年3月31日	798,243	平成16年4月30日	3,074,933	平成16年4月30日	2,276,585	798,348
H16.03	平成16年4月30日	826,358	平成16年5月31日	3,176,400	平成16年5月31日	2,349,937	826,463

本件給食材料費に関する原告 からBへの支払			CのF銀行石川町支店口座の動き (本件給食材料費及び本件給食業務役務提供に関するもの)				
月分	①原告支払日	②本件給食材料費	Bからの入金		Dに対する支払		⑦入出金差額 (④-⑥)
			③入金年月日	④入金額	⑤振込み年月日	⑥出金額	
H16.04	平成16年5月31日	782,351	平成16年6月30日	3,012,192	平成16年6月30日	2,229,736	782,456
H16.05	平成16年6月30日	750,163	平成16年7月30日	2,875,181	平成16年7月30日	2,124,913	750,268
H16.06	平成16年7月30日	744,472	平成16年8月31日	2,831,994	平成16年8月31日	2,087,417	744,577
H16.07	平成16年8月31日	807,475	平成16年9月30日	3,107,939	平成16年9月30日	2,300,359	807,580
H16.08	平成16年9月30日	806,989	平成16年10月29日	3,093,935	平成16年10月29日	2,286,841	807,094
H16.09	平成16年10月29日	777,919	平成16年11月30日	2,974,815	平成16年11月30日	2,196,791	778,024
H16.10	平成16年11月30日	780,414	平成16年12月30日	3,008,799	平成16年12月30日	2,228,280	780,519
H16.11	平成16年12月29日	737,204	平成17年1月31日	2,848,163	平成17年1月31日	2,110,854	737,309
H16.12	平成17年1月31日	784,353	平成17年2月28日	3,008,558	平成17年2月28日	2,224,100	784,458
H17.01	平成17年2月28日	762,034	平成17年3月31日	2,924,523	平成17年3月31日	2,162,384	762,139
H17.02	平成17年3月31日	723,198	平成17年4月28日	2,782,733	平成17年5月2日	2,059,430	723,303
H17.03	平成17年3月期末未払	824,906	平成17年5月31日	3,174,819	平成17年5月31日	2,349,808	825,011

- (注) 1 上記の表中「①原告支払日」は、原告からBへの本件給食材料費の支払日である。
- 2 上記の表中「Bからの入金」とは、Bから振り込まれた本件給食材料費に関連する入金の日付及び金額をCのF銀行の「預金共通異動および残高明細表」(乙第14号証)から抽出したものである。
- 3 上記の表中「Dに対する支払」は、CからDに対して支払われた本件給食材料費に関連する支払の日付及び金額をF銀行の振込依頼書(乙第15号証)から抽出したものである。
- 4 上記の表中「②本件給食材料費」と「⑦入出金差額」との差異が生じる理由は、本件給食材料費について、CがBから振込手数料を控除した金額の振込みを受ける(ただし、平成15年2月分及び同年3月分については、振込手数料を控除しない金額が振り込まれている。)とともに、Dに対して振込手数料を控除した金額を振込みしていることによる。